

随意契約結果(業務委託)

様式13

[illegible]

No. 1

随意契約理由書

1 案件名称

湊町地区開発事業用地に係る不動産鑑定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社東亜立地鑑定

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、契約管財局不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に偏ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局開発調整部開発計画課（電話番号 06 - 6208 - 7826）

No. 2

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市統合型GIS運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社パスコ 大阪第一支店

3 随意契約理由

大阪市統合型GIS（以下、「本システム」という。）は、職員が地図活用業務に利用する庁内向けGISと、市民・事業者等一般の方に地図情報を公開する市民向けGIS（地図情報サイト「マップナビおおさか」）で構成されるシステムで、利用者へのサービス提供に影響を及ぼさないよう、適切にシステムの維持管理及び運用保守を実施する必要がある。

株式会社パスコは、本システムの開発及びサービス提供事業者であり、運用保守業務を実施する上で必要なシステム全体の仕様を把握している唯一の事業者であることから、同社以外は本システムの運用保守業務を実施することが出来ない。

以上のことから、本業務を遂行できる事業者は、同社以外に認められないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により同社と委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部統計調査担当（電話番号 06 - 6208 - 7851）